

# 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する 損害補償に関する条例

昭和 37 年 7 月 10 日

条 例 第 31 号

災害に伴い応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例をここに公布する。

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

## (趣旨)

第 1 条 この条文は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 71 条第 1 項の規定による  
従事命令又は協力命令により災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償について定めるものとする。

## (損害補償)

第 2 条 県は、前条に規定する者が、当該災害に伴う応急措置の業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態になったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第 3 条 前条の損害補償に関し必要な事項は、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)に定めるとおりとする。

## (規則への委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 7 月 11 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 54 年 3 月 22 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 57 年 10 月 13 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。